

長期療養者就職支援事業実施協定書

長期療養者就職支援事業を実施するにあたり、信州大学医学部附属病院 病院長 本郷一博と松本公共職業安定所 所長 小林敏晴は、下記の事項について、協定を締結する。

(就職支援)

第1条 松本公共職業安定所就職支援ナビゲーターが信州大学医学部附属病院に出張し、別に定める出張相談実施要領により、職業相談を実施する。

(情報共有)

第2条 支援対象者から信州大学医学部附属病院と松本公共職業安定所の情報共有に関する同意書を徵した場合においては、本事業実施に必要となる情報について、相互に情報を共有する。

(秘密保持)

第3条 信州大学医学部附属病院と松本公共職業安定所の本事業の取組において、相互に共有する情報については、互いに秘密を保持するものとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、信州大学医学部附属病院と松本公共職業安定所が誠意をもって協議し、決定するものとする。

なお、協定締結当事者に変更があった場合であっても、この協定を有効なものとする。

(協定の有効期間)

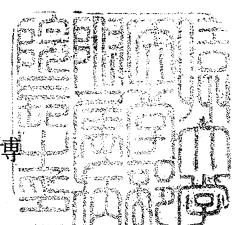
第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間の満了する1か月前までに、甲又は乙から特別の意思表示がない限り、協定の有効期間を翌年3月31日まで1年間延長することとし、その後もこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年10月17日

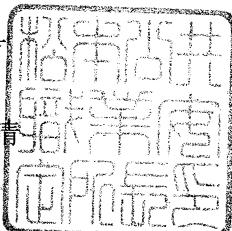
長野県松本市旭3丁目1番1号
信州大学医学部附属病院

病院長 本郷一博



長野県松本市庄内3丁目6番21号
松本公共職業安定所

所長 小林敏晴



出張相談実施要領

(目的)

第1 松本公共職業安定所から信州大学医学部附属病院に出張し、職業相談及び職業紹介を実施する。

(実施日時)

第2 実施日時については、双方調整のうえ決定するものとする。

(実施場所)

第3 実施場所は、信州大学医学部附属病院 医療福祉支援センターとする。

(対象者・実施方法)

第4 対象者は、がん等の疾病により、長期にわたる治療等のために離職を余儀なくされた者又は転職を余儀なくされている在職求職者であって、就職を希望する求職者等とする。

信州大学医学部附属病院と松本公共職業安定所の協議の上で、出張相談を実施する。相談は予約制とし、相談時間は1人当たり30分～60分程度とする。

(出張訪問者等)

第5 松本公共職業安定所からの訪問相談者は、原則として就職支援ナビゲーター1名とする。

なお、初回相談に当たっては、信州大学医学部附属病院の担当相談員が同席することを原則とする。

(個人情報の取り扱い)

第6 出張相談に当たっては、窓口相談と同様に職業安定法等の規定に基づき、適切に個人情報を取り扱い、特に支援対象者の個人情報については、信州大学医学部附属病院と松本公共職業安定所が共有する旨を支援対象者に必ず説明して同意書を取ることとする。

(就職支援の流れ)

第7 就職支援の流れは、次のとおりとする。

(1) 事業の周知

信州大学医学部附属病院は、病院内に周知用リーフレットの配布、ポスター掲示、ホームページ掲載等により、周知する。

(2) 事前申込予約制

主治医、看護師、あるいは、利用者等からの要請により、申込受付をする。

(3) 予約状況の通知

出張相談日の前日に信州大学医学部附属病院は、松本公共職業安定所に予約状況の通知を行う。

(4) 就職支援ナビゲーターを信州大学医学部附属病院に派遣

安定所側から信州大学医学部附属病院に1名の就職支援ナビゲーターを派遣し、就職支援等を実施する。

(5) 出張相談の実施

就職支援に必要な個人情報を信州大学医学部附属病院と松本公共職業安定所が情報共有する旨の同意書を徴する。

(6) 予約制による個別支援

定期的な就職支援を実施する。